

14 貸切バス制度改正に係る運用について

【国土交通省】

《提案・要望事項》

貸切バスの制度改正により、貸切バスツアー料金が値上がりするとともに、これまで日帰りが可能であった地域からのバスツアーが催行されにくくなるなど、県内観光事業に大きな影響が出ている。

貸切バスの安全・安心確保には十分な配慮をしつつ、運行行程の途中で乗客が観光を行う際に、運転手が一定のまとまった休憩を取ることができる場合があるなどの貸切バスの運行実態に応じた、きめ細かな運用について研究・検討を行うこと。

運行行程の途中で、運転手専用の休憩施設が整備されている場合など
⇒ 交替運転手の配置基準（500km/日）の緩和ができないか研究・検討

また、今回の制度改正による観光事業者等への影響を十分把握するとともに、影響を受けている地域に対し、適切な対策を講ずること。

《提案・要望の考え方》

【現況、課題等】

- 1 高速ツアーバス事故の発生を契機に、貸切バス制度の見直しが行われ、交替運転手の配置基準の改正（H25.8～）及び運賃・料金制度の改正（H26.4～）が実施された。
- 2 これらの制度改正により、貸切バスツアー料金が値上がりするとともに、これまで日帰りが可能であった地域からのバスツアーが催行されにくくなったほか、周遊地点数や滞在時間の減少傾向が生じ、県内観光事業に大きな影響が出ている。
- 3 一方で、貸切バスの運行実態は、運行途中で乗客が観光などを行う際に運転手が一定のまとまった休憩がとれるといった特性がある。
- 4 貸切バスの安全・安心確保には十分な配慮をしつつ、このような貸切バスの運行実態に応じた、きめ細かな運用について研究・検討を行うよう要望する。
- 5 また、今回の制度改正による影響の全国的な把握は行われておらず、影響を受けている地域に対する適切な対策を講ずるよう要望する。

【長野県内の取組】

- 1 県において、大都市圏の旅行事業者や消費者に対する実態調査を実施したところ。この調査結果等を踏まえて、市町村等とともに新たな誘客促進策に取り組んでいく。
- 2 地域消費喚起・生活支援型交付金を活用し、出発地の変更や鉄道と組み合わせるなどの「新たな」バスツアー商品の造成を行う旅行事業者に対して支援を行う。

